平成２７年（フ）第１０４０号
名古屋市港区当知３丁目2502番地　ガーデンテラス当知１番館507号
債務者　小池　美晴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６２号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅２棟1104号
債務者　森田　愛子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県宍粟市山崎町塩田869番地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区中島１丁目128番地２
債務者　西澤　雅治
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第１３号
徳島県阿南市長生町油免18番地２
債務者　森下　春美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３１号
高知県宿毛市中央１丁目４番30―４号
債務者　中村　好水
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３２号
高知県四万十市右山天神町４番15号　ガーデンテラス１階101号、住民票上の住所高知市西塚ノ原126番地１
債務者　中山　善造
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１７２号
佐賀市川副町大字福富23番地３
債務者　徳久　直美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
山口市吉敷佐畑５丁目14番７号
債務者　石井　　彩
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
青森県上北郡東北町上北南２丁目30番地191
債務者　橘　まちゑ
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
青森市大字筒井字八ツ橋509番地１　コーポメイプルハウス105号
債務者　成田　嘉政
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
神奈川県小田原市**蓮**正寺602番地　市営葭田住宅１号棟16号室
債務者　鈴木まり子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６６号
神奈川県小田原市中曽根31番地の11
債務者　渡邊　史子（旧姓英）
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６８号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3579番地　中原ガーデンシティＡ―５
債務者　神田勇喜雄
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２６９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津7444番地　ＳｅｌｓｉａⅡ―Ａ103
債務者　神田　弘幸
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７５号
神奈川県厚木市旭町２丁目５番１―408号
債務者　佐野　留美
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９４号
神奈川県平塚市入野457番地
債務者　宮前　克成
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１２号
神奈川県平塚市片岡1233番地の１　ＴＭハイム
債務者　小川　正夫
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部